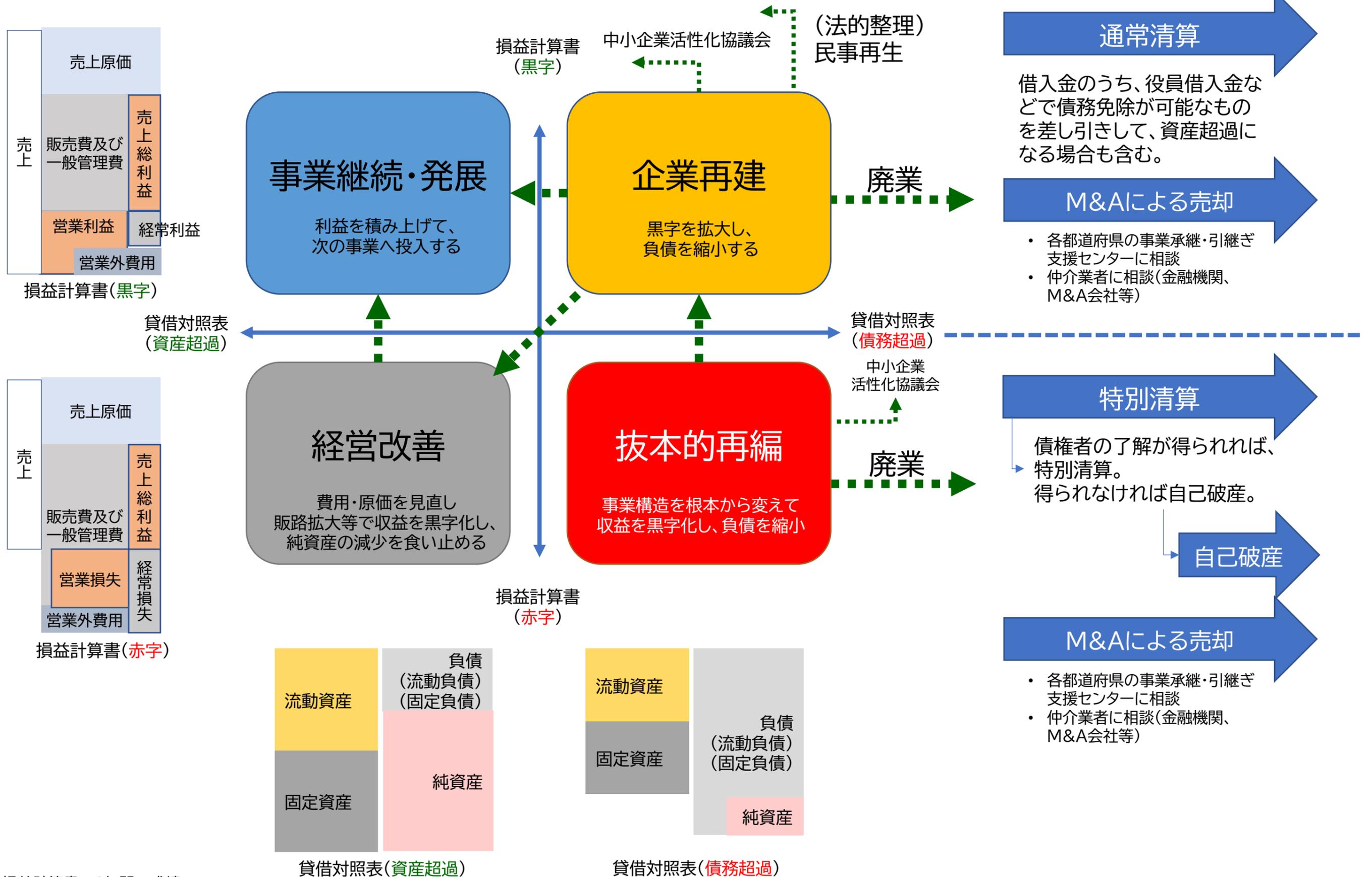


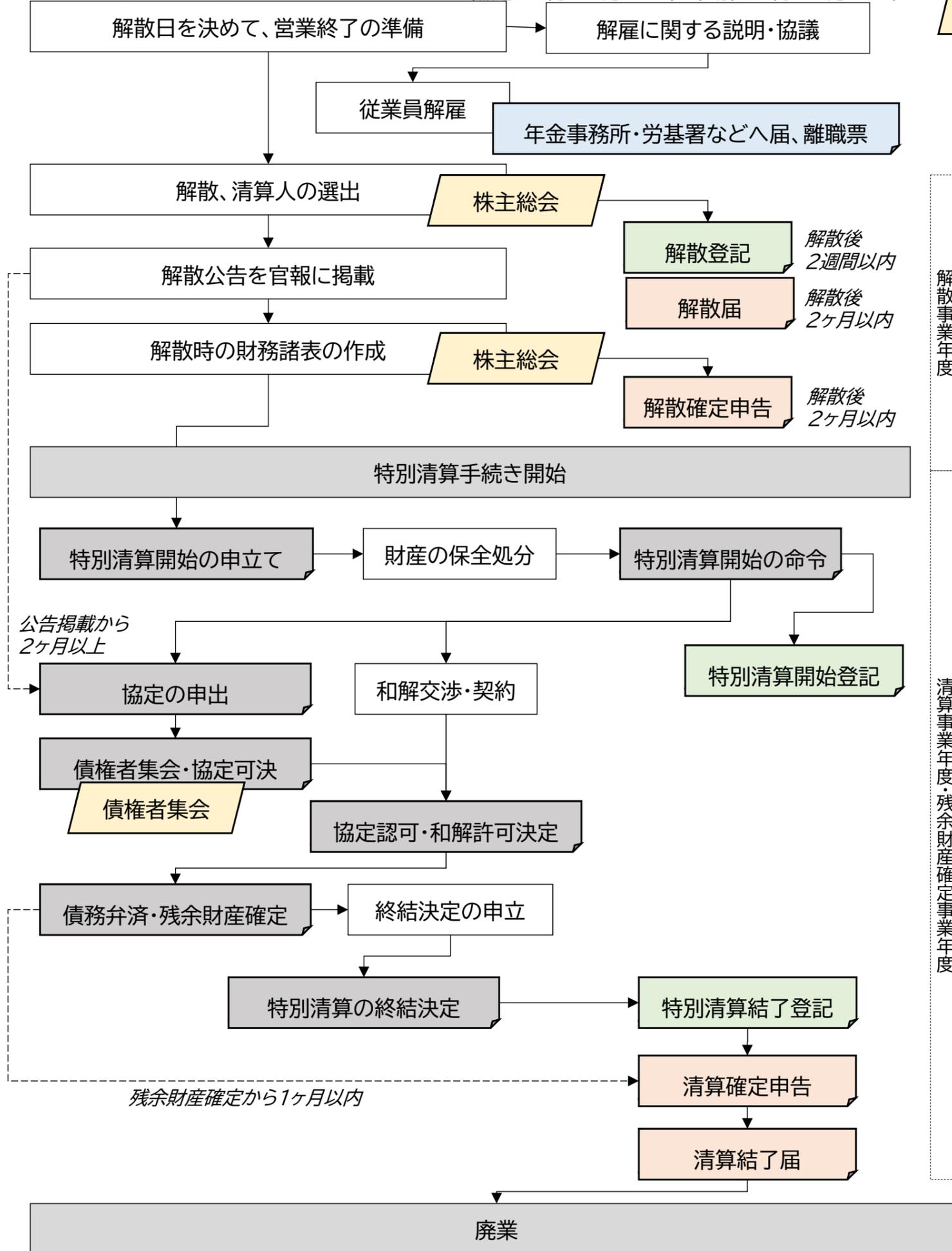
経営状況に合わせた、経営改善の考え方と廃業という選択肢の検討



損益計算書: 1年間の成績
貸借対照表: 設立から今日までの結果

【特別清算の流れ】

協定型:約3ヶ月~3年、和解型:約2ヶ月~1年



イベント

税務手続

(税理士)

登記手続

(司法書士)

労務手続

(社会保険労務士)

手続全般

(弁護士)

特別清算と破産の比較

	特別清算	破産
法的清算	債務超過により負債の全てが返済ではない場合、裁判所の監督下で行う清算	債務超過により負債の全てが返済ではない場合、裁判所の監督下で行う清算
利用できる会社	清算中の株式会社のみ	すべての法人、個人事業者
申立時期	解散後	解散前または解散後
財産管理の担当	株主総会が選任した清算人	裁判所が選任した破産管財人
債権者の同意	債権者集会で、出席した議決権者の1/2、かつ、議決権者の議決権の総額の2/3の議決権を有する者の同意	債権者の同意は不要
負債処理の方法	返済の配分は、ある程度自由が認められる	すべての債権者に対して、平等に返済
手続き費用	協定や和解の見込みがあれば、裁判所の予納金で5万円程度。他に弁護士費用も追加。	少額管財事件で裁判所の予納金で20万円程度(取り扱いのない裁判所もある) 通常管財事件では、最低60万円以上(名古屋地裁の場合)。他に弁護士費用も追加。

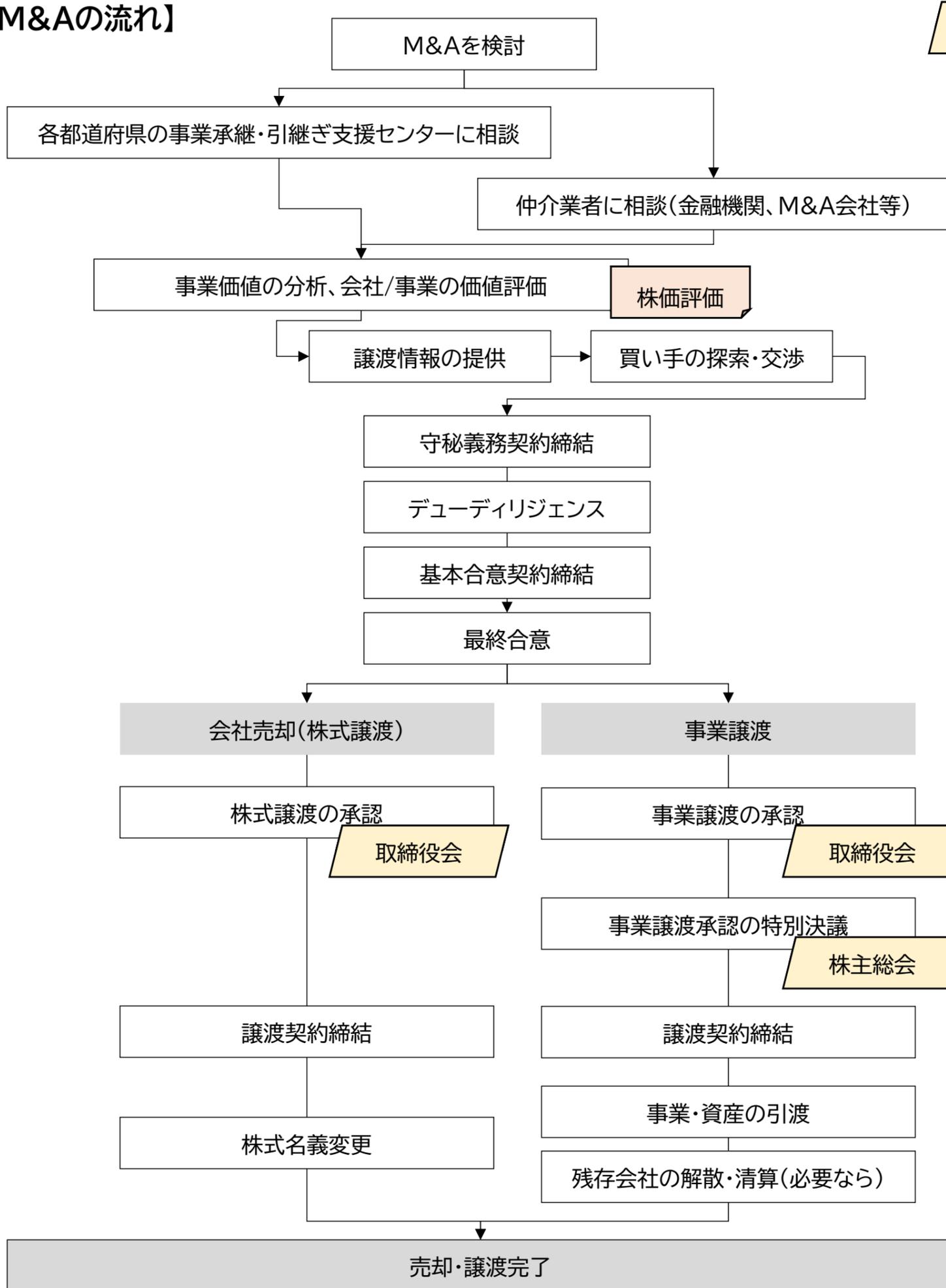
※金額や取扱の有無等は、裁判所によって異なる場合もあるので担当地域の裁判所で確認ください

特別清算にかかる費用

		申立手数料	2万円
予納郵券	和解型 (全債権者と和解についての同意)		532円
	協定型 (2/3以上の債権者と協定案の同意)		624円
予納金	和解型		9,458円
	協定型		5万円

※金額や取扱の有無等は、裁判所によって異なる場合もあるので担当地域の裁判所で確認ください

【M&Aの流れ】



イベント

 税務手続
(税理士)

 登記手続
(司法書士)

 労務手続
(社会保険労務士)

 手続全般
(弁護士)

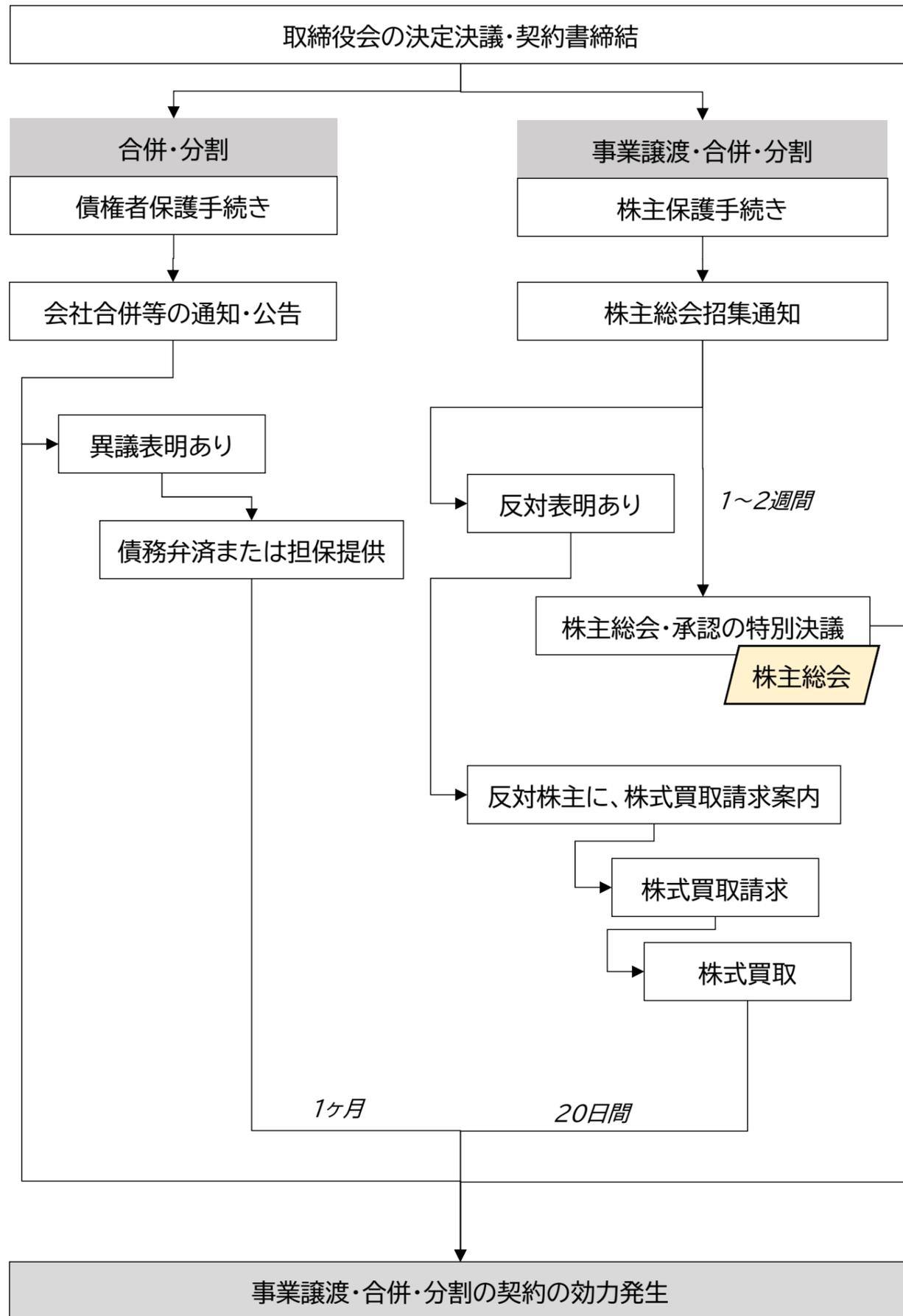
譲渡財産	移転手続き
債権 (売掛金等)	債務者に債権譲渡通知を送付する。
債務 (買掛金等)	すべての債権者から債権譲渡の同意を得て、債権者の同意書を作成。ただし、併存的債務引受契約(譲渡する側も連盟の債務者となる)の場合は、同意書は不要。
契約	個々の契約相手の同意を得て、契約書名を書いて企業名に変更する(契約条文中に記載がある場合は、その内容に従う)
不動産	所有者移転登記をする(司法書士)。
動産	登録制度のある財産(自動車等)については、移転登録する。
知的財産	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権の登録があるものは、移転登録する。
免許・許認可	譲渡した時点で許認可等が停止するので、改めて取得する(事前に、関係機関と相談しておくこと)。
従業員	個々の従業員に対して、雇用契約承継について、各々同意を得た上で、従業員の同意書を作成する。
商号	事業譲渡にともなう登記に、「譲渡会社の債務弁済責任を負わない」とする登記をすることで、譲渡後の商号に関わる責任を回避することができる。または、関係する第三者に対して、その旨を通知する。

参考 M&Aの比較、会社売却と事業譲渡のメリットとデメリット

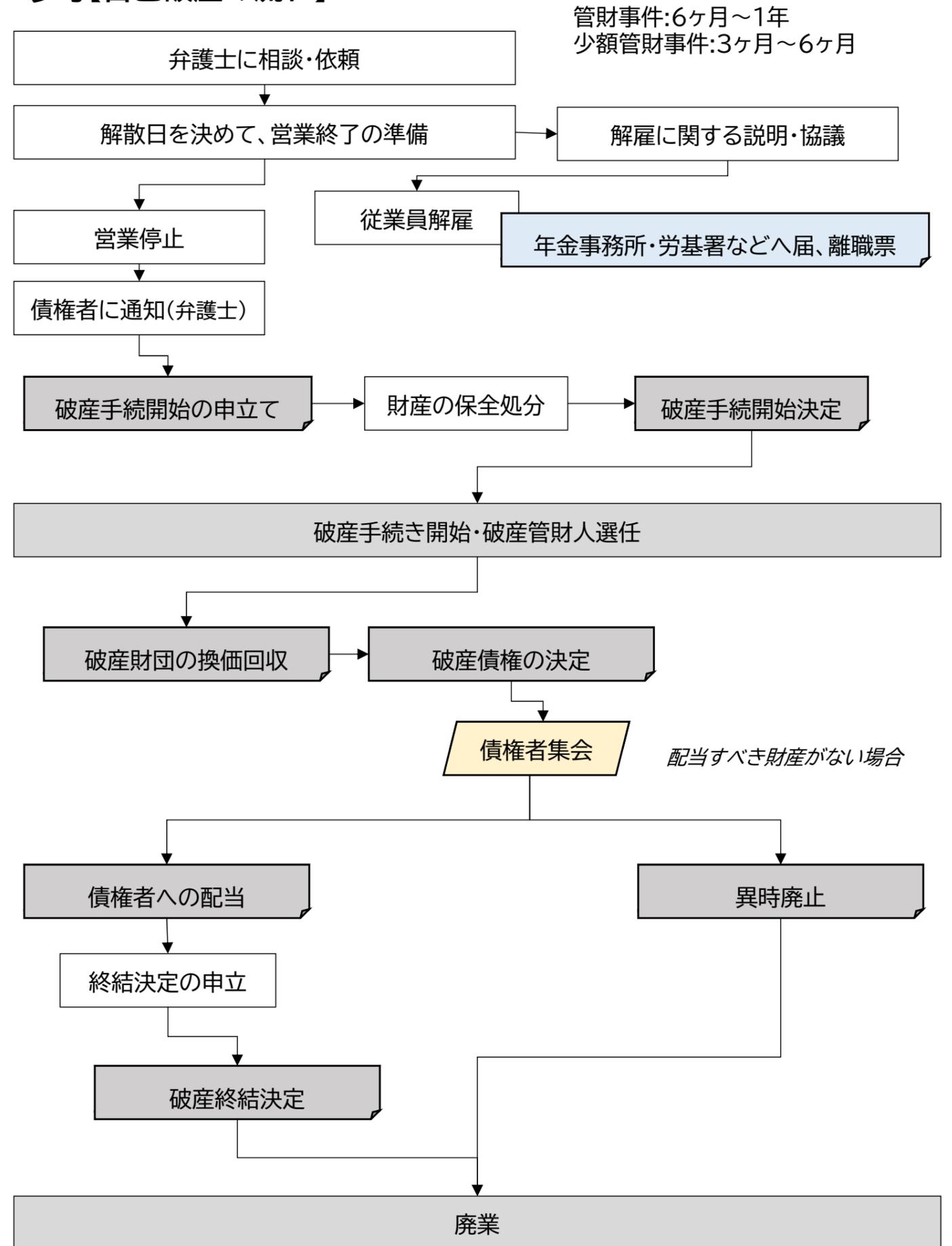
参考【M&Aの比較】				
	会社売却 (株式譲渡)	会社合併	事業譲渡	会社分割
会社法の組織再編に該当するか?	該当しない	該当する	該当しない	該当する
譲渡する範囲は?	会社全体	会社全体	各事業や資産を個別に譲渡	事業の一部または全部を包括的に
許認可は引き継がれるか?	引き継がれる	引き継がれる	再取得が必要	引き継がれる
取締役会の承認は?	株式の譲渡制限があれば必要	必要	必要	必要
株主総会の決議は?	不要	必要	必要	必要
従業員の地位は?	雇用維持	雇用維持	個別に同意を確認	労働者保護手続きが必要
社名は残る?	残る	残らない	譲渡契約によりけり	残らない
債権者保護の手続きは?	不要	必要	個別に同意を確認	必要
解散手続きは?	不要	必要	必要	必要
清算手続きは?	不要	不要	必要	必要
官報公告は?	不要	必要	不要	必要

【参考】会社売却と事業譲渡のメリットとデメリット		
会社売却	双方	【メリット】 ・ 手続きが簡単、短期間で実現可能である。
	売り手	【メリット】 ・ 多額の現金が入るが、税金は、株式譲渡課税のみ。 ・ 将来の経営について不安等が解消できる。 ・ 社名、技術、商品等もそのまま存続できる。 ・ 従業員の雇用が維持できる。 ・ 債権者保護手続きは不要。 ・ 株主総会決議、公告、登記も不要。 ・ 清算手続きなしにリタイアできる。
	買い手	【メリット】 ・ 取引先や融資先などの同意は原則不要。 ・ 営業上の許認可などもそのまま引き継ぐことができる。 ・ 繰越欠損金の引継ぎが可能なら、減税効果あり。 【デメリット】 ・ 案件によっては、多額の資金が必要となる。 ・ 簿外債務、偶発債務の可能性は否定できない。
事業譲渡	双方	【デメリット】 ・ 会社売却に比べて、手続きが煩雑で、費用もかかる。
	売り手	【メリット】 ・ 必要な事業を残せることがメリットとなる場合もある。 ・ 譲渡損があれば、減税効果もある。 【デメリット】 ・ 残存事業や資産・負債の清算手続きが必要。 ・ 個別に従業員や債権者の同意を得る必要がある。 ・ 廃業前提なら、会社や社名は残らない
	買い手	【メリット】 ・ 必要な事業と資産のみを買い取ることができる。 ・ 簿外債務、偶発債務の可能性がない。 ・ 比較的少ない資金で済む。 ・ 営業権(のれん代)で減税効果がある。 【デメリット】 ・ 営業上の許認可は、再取得が必要。 ・ 不動産の取得には、不動産取得税がかかる。

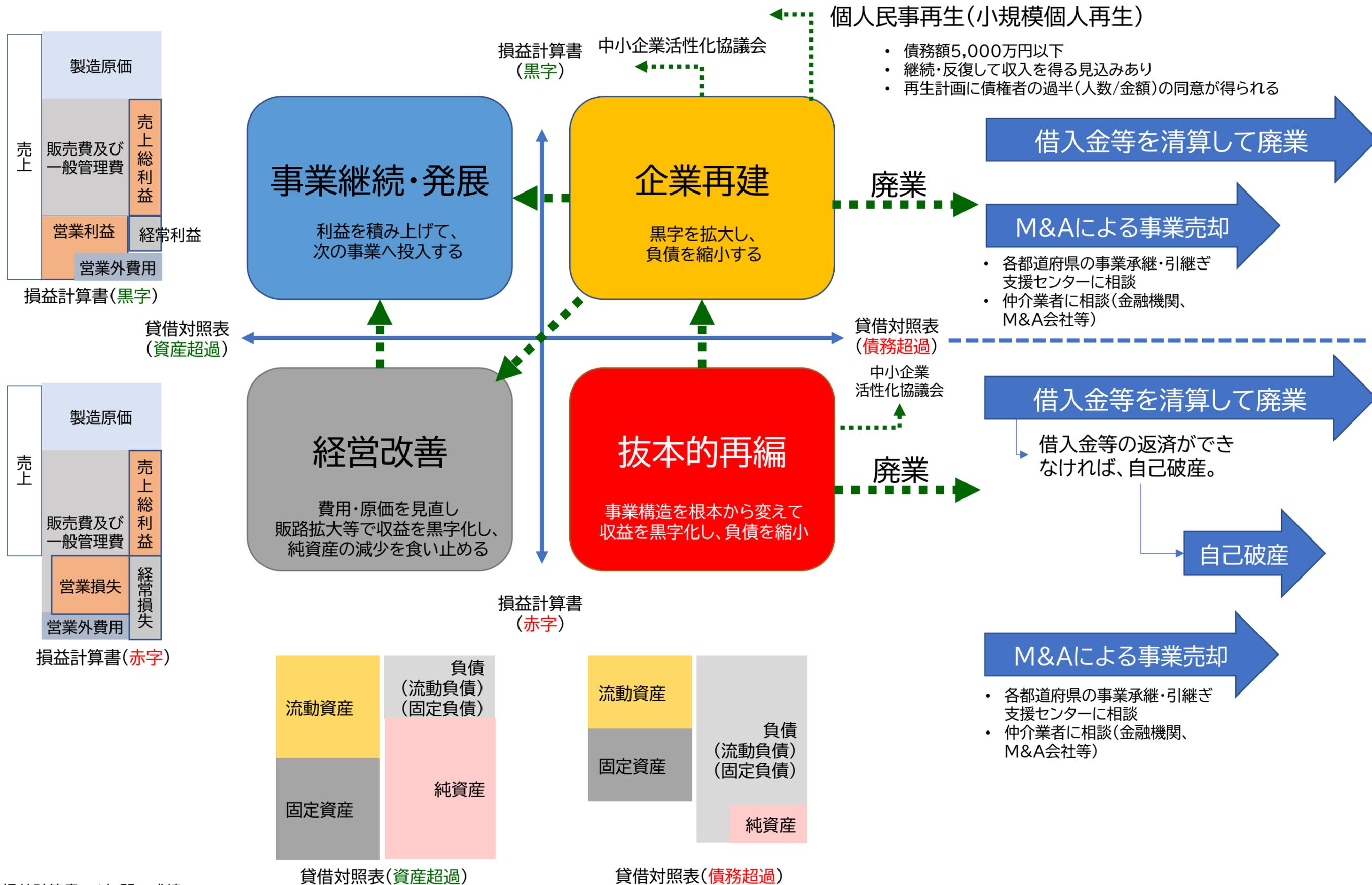
参考【株主/債権者保護手続き】



参考【自己破産の流れ】



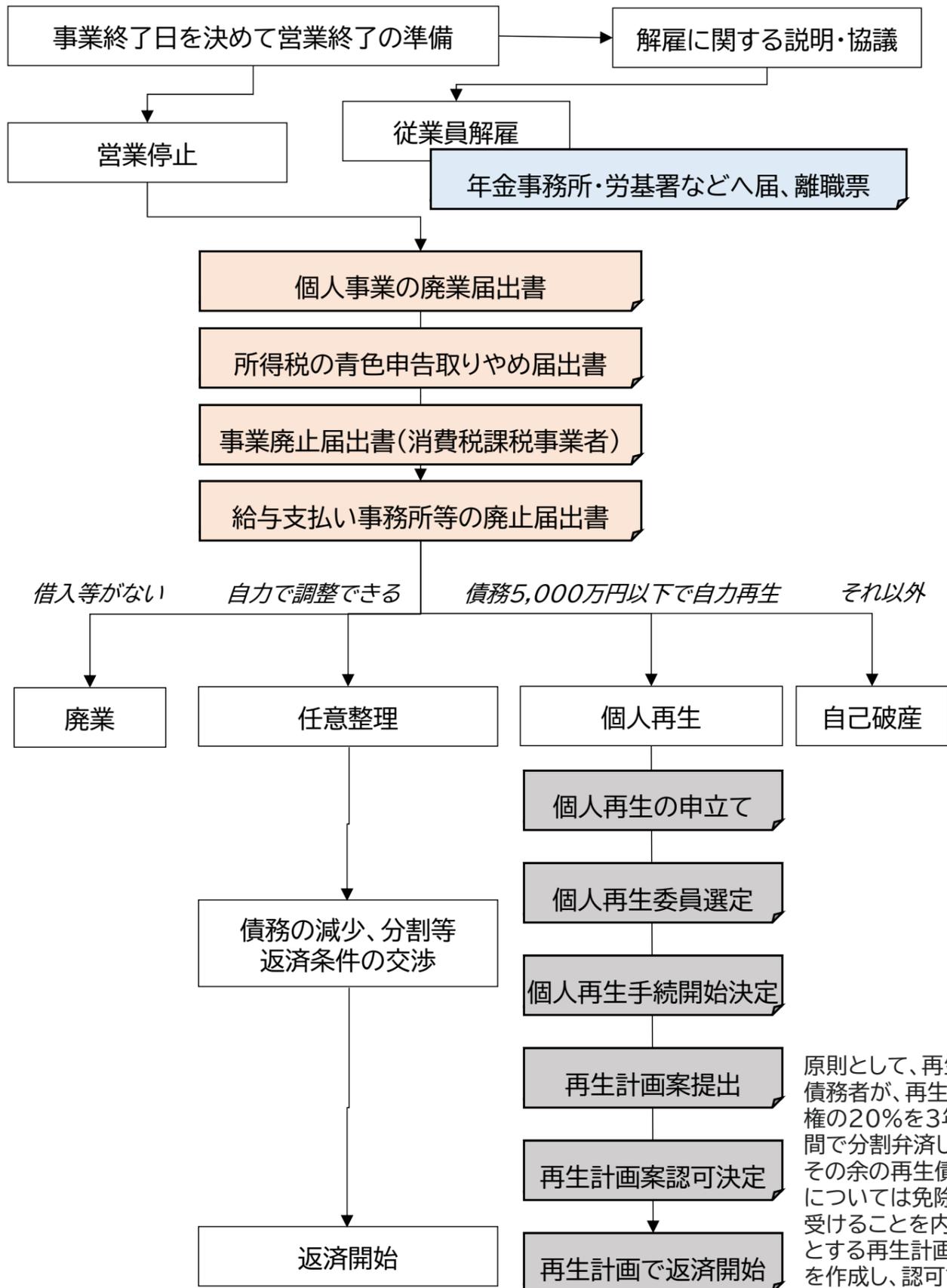
経営状況に合わせた、経営改善の考え方と廃業という選択肢の検討



損益計算書：1年間の成績
貸借対照表：設立から今日までの結果

個人事業の廃業の流れ、自己破産の流れ(個人)

【個人事業の廃業の流れ】



申立てまで、1~数ヶ月
開始決定後、4~6ヶ月

原則として、再生債務者が、再生債権の20%を3年間で分割弁済し、その余の再生債権については免除を受けることを内容とする再生計画案を作成し、認可する形となる。

【自己破産の流れ(個人)】

